

岡崎市指定文化財の指定基準

岡崎市文化財保護条例(昭和33年条例第11号)第6条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第34条第1項の規定により岡崎市教育委員会が行う岡崎市指定文化財の指定の基準は次によるものとする。

1 有形文化財 建造物

建築物、土木構造物、工作物の各時代の遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇、墓、標碑等で、建造的技法になるもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地域的特色が顕著なもの

2 有形文化財 絵画

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺品のうち、製作優秀で文化史上貴重なもの
- (2) 絵画史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表するもの
- (5) 渡来品で文化史上特に意義があるもの

3 有形文化財 彫刻

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺品のうち、製作優秀で文化史上貴重なもの
- (2) 彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表するもの
- (5) 渡来品で文化史上特に意義があるもの

4 有形文化財 工芸品

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺品のうち、製作が特に優秀なもの
- (2) 工芸史上又は文化史上特に重要なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で工芸史上特に意義があるもの

5 有形文化財 書跡・典籍・古文書

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、書道史上又は文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上意義ある資料で文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 文書類は、歴史上重要と認められるもの
- (6) 日記、記録類（絵図、系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- (7) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (8) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (9) 渡来品で歴史上及び文化史上特に意義のあるもの

6 有形文化財 考古資料

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺物のうち学術的価値の高いもの
- (2) 地域的特色が顕著なもの
- (3) 渡来品で歴史上意義が深く、かつ学術的価値の高いもの

7 有形文化財 歴史資料

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち、学術的価値の高いもの
- (2) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で歴史上意義が深く、かつ学術的価値の高いもの

8 無形文化財

音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの
- (4) 芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地域的特色が顕著なもの

9 民俗文化財 無形民俗文化財

風俗慣習又は民俗芸能などで次の各号のいずれかに該当し、その伝承上特別な教習を要するもの

- (1) 由来、内容、形態等において地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地域的特色が顕著なもの
- (4) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (5) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (6) 地域的特色を示すもの

10 民俗文化財 有形民俗文化財

衣食住、生産、生業、社会生活その他民俗に係る用具、施設等の有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において地域の基盤的な生活文化の特色を示す典型的なもので、その目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、地域の生活文化を知る上で重要と認められるもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活様式の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの
- (6) 他民族に係る上記に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、地域の生活文化との関連上重要なもの

11 記念物 史跡

次の各号のいずれかに掲げるもののうち、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において歴史上又は学術上価値の高いもの

- (1) 住居跡、集落跡その他居住に関する遺跡
- (2) 国郡庁跡、城館跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- (5) 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- (6) 一里塚、街道、条里制跡、堤防、窯跡、鑄造跡、市場跡その他産業交通土木に係る遺跡
- (7) 古墳、墳墓その他埋葬に関する遺跡
- (8) 旧宅、園池、井泉、樹石、碑及び由緒のある地域
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

12 記念物 名勝

次の各号のいずれかに掲げるもののうち、地域の誇る風土美として重要なもので、自然的なものにおいては風致景観の優れたもので名所的又は学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的又は学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園、社寺境内、並木
- (2) 橋梁、築堤

- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹等の叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫等の生息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、湧泉
- (8) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (9) 展望地点

13 記念物 天然記念物

次の各号のいずれかに掲げる動物のうち学術上貴重なもので地域の自然を記念するもの

- (1) 著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (2) 自然環境における特有の動物又は動物群集
- (3) 分布の特異性が著しいもの及びその生息地
- (4) 個体数の減少が著しく絶滅のおそれがあるもの及びその生息地
- (5) 特有な蓄養動物
- (6) 家畜以外の動物で海外からわが国に移植され、現時野生の状態にある著名なもの及びその生息地
- (7) 動物の貴重な標本

次の各号のいずれかに掲げる植物のうち学術上貴重なもので地域の自然を記念するもの

- (1) 代表的な名木、巨樹、老樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的原始林、希有の森林植物相及び代表的な特殊岩石地植物群落、原野植物群落、湿原植物群落、洞穴植物群落
- (3) 特殊な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (4) 着生植物の著しく発生する所
- (5) 特色ある栽培植物の自生地及び栽培地
- (6) 絶滅にひんした植物の自生地
- (7) 特色ある植物分布の地域
- (8) 植物の貴重な標本

次の各号のいずれかに掲げる地質鉱物のうち学術上貴重なもので地域の自然を記念するもの

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 断層、地層の整合及び不整合並びに褶曲など地殻変動に関する現象
- (3) 風化及び浸食に関する現象
- (4) 洞穴
- (5) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (6) 温泉及びその沈殿物
- (7) 岩石、鉱物及び化石の貴重な標本